

資料2

標準仕様書改定に向けた討議

目次

1. 今回の会議で討議・確認する取り組み対象
2. 標準仕様書改定に向けた討議

1. 今回の会議で討議・確認する取り組み対象

1.今回の会議で討議・確認する取り組み対象

本日の会議では令和9年1月末の仕様書改版に向けて、No.1～No.3の検討テーマに関する仕様書修正案を討議いたします。

No.	取組内容	検討テーマ	討議内容	対応方針	仕様書等への反映時期	
本日の検討テーマ	1	法令・制度改正への対応	法令・制度改正予定の仕様書への反映	老齢基礎年金への子に係る加算の創設	制度改正について、標準仕様書への影響を事務所で検討のうえ、必要に応じて改定標準仕様書を作成する（特に、年金制度の改正等）	令和9年1月末
	8			国民年金保険料の免除等制度等におけるひとり親控除額の引き上げ（※新規）		
	2	令和9年度以降の業務効率化に向けた事項	新規機能・帳票の追加	「被保険者・受給者情報管理」機能の拡充(年金相談)	令和7年度から継続的に検討してきた事項、移行前後の差異を踏まえ、職員の業務効率化・省力化、国民の利便性向上に資する機能・帳票追加に向けた検討を行う	
	3			標準化後の「16歳以上19歳未満の扶養親族数」の確認方法		
	4			移行前後の機能差異に関する事項		令和9年度以降（※）
	5			市町村からの本日の会議ではヒアリング結果の報告のみ		
6			過去の意見照会にて令和8年度以降検討とした事項			
7		デジタル庁から提示された取組方針への対応	一部機能の経過措置対象機能精査 第2回ワーキングチーム／ベンダー分科会にて討議	デジタル庁から提示された取り組み方針全般に対して、標準仕様書への影響を事務局で検討のうえ、調整方針に沿って標準仕様書を更新し、研究会にて報告	令和9年1月末	

（※）研究会の進捗状況を踏まえ、必要に応じて令和9年1月末の標準仕様書改定に反映する。

2. 標準仕様書改定に向けた討議

2.標準仕様書改定に向けた討議

1. 老齡基礎年金への子に係る加算の創設

老齡基礎年金への子に係る加算が令和10年4月に新設されることに伴い、裁定請求情報に関する機能要件の見直しを行います。

対応事項
・ 裁定請求情報における、老齡基礎年金への子に係る加算対象者の登録・追加・修正・削除・照会を新規追加する。(実装必須機能)

(参考)社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律(令和7年法律第74号)の概要

1. 改正の趣旨

- 社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化を図る観点から、働き方や男女の差等に中立的で、ライフスタイルや家族構成等の多様化を踏まえた年金制度を構築するとともに、所得再分配機能の強化や私的年金制度の拡充等により高齢期における生活の安定を図るため、被用者保険の適用拡大、在職老齡年金制度の見直し、遺族年金の見直し、標準報酬月額の上限の段階的引上げ、個人型確定拠出年金の加入可能年齢の引上げ等の措置を講ずる。

2. 改正の概要(該当箇所のみ抜粋)

- 子のある年金受給者の保障を強化する観点から子に係る加算額の引上げ等を行いつつ、老齡厚生年金の配偶者加給年金の額を見直す。
⇒ 老齡基礎年金に新たに子に係る加算を創設。

3. 施行期日等

- 2. の改正事項の施行期日
⇒ 令和10(2028)年4月1日

【①子に係る加算の充実】
○ 子を持つ年金受給者の保障を強化する観点から、 現在受給している者も含めて子に係る加算額を引上げ。 ※ 子に係る加算のない年金については、子に係る加算を創設。 子に係る加算については「国内居住要件」を設定。
➡ (現行) 第2子まで234,800円、第3子以降78,300円 (見直し後) 一律281,700円 ※いずれも2024年度価格の年額。

《年金制度における扶養関係の加算の現状》			
	老齡年金	障害年金	遺族年金
厚生年金	②配偶者の加算 加算額の見直し ※将来の受給者のみ	配偶者の加算 現行制度を維持	
	①子の加算 額の引上げ ※現在の受給者含む	①子の加算 今回創設	①子の加算 今回創設
基礎年金	①子の加算 今回創設(注)	①子の加算 額の引上げ ※現在の受給者含む	①子の加算 額の引上げ ※現在の受給者含む
(注) 加入期間に応じ、金額を調整			

2.標準仕様書改定に向けた討議

1. 老齡基礎年金への子に係る加算の創設

機能要件に関する改定案について以下記載します。

既存の機能

中項目	機能ID	機能要件	区分	適合基準日
4.1年金請求書等受理・審査	026 048 5	裁定請求情報の登録・追加・修正・削除・照会ができること 【管理項目(共通)】 基礎年金番号、請求者氏名、届書種類、年金コード、受付年月日、受付場所、裁定年月日、裁定結果、送付年月日、宛名番号 【管理項目(遺族基礎年金・未支給年金・寡婦年金・死亡一時金)】 死亡者との続柄、死亡者の基礎年金番号、死亡者氏名、子の加算対象者 ※住民記録システム連携に係る以下の項目については参照し、自動入力となされ、表示できること 個人番号、氏名(漢字・カナ・ローマ字)、性別、生年月日、住所、消除年月日、消除理由 ※ 障害基礎年金や遺族基礎年金について、年金受給者が提出する障害状態確認届や額改定請求書、子の加算、生計維持確認届等の市区町村における法定受託事務に係る届書及び給付情報の登録・修正・削除・照会ができること。	実装必須機能	令和8年4月1日



改定案(事務局案)

中項目	機能ID	機能要件	区分	適合基準日
4.1年金請求書等受理・審査	026 048 5	裁定請求情報の登録・追加・修正・削除・照会ができること 【管理項目(共通)】 基礎年金番号、請求者氏名、届書種類、年金コード、受付年月日、受付場所、裁定年月日、裁定結果、送付年月日、宛名番号 【管理項目(遺族基礎年金・未支給年金・寡婦年金・死亡一時金)】 死亡者との続柄、死亡者の基礎年金番号、死亡者氏名、子の加算対象者 ※住民記録システム連携に係る以下の項目については参照し、自動入力となされ、表示できること 個人番号、氏名(漢字・カナ・ローマ字)、性別、生年月日、住所、消除年月日、消除理由 ※ 障害基礎年金や遺族基礎年金について、年金受給者が提出する障害状態確認届や額改定請求書、子の加算、生計維持確認届等の市区町村における法定受託事務に係る届書及び給付情報の登録・修正・削除・照会ができること。	実装必須機能	令和8年4月1日
新規採番		裁定請求情報のうち、老齡基礎年金または障害基礎年金の子に係る加算対象者の登録・追加・修正・削除・照会ができること 【管理項目(老齡基礎年金・障害基礎年金)】 子の加算対象者	実装必須機能	令和10年4月1日

2.標準仕様書改定に向けた討議

8.国民年金保険料の免除等制度等におけるひとり親控除額の引き上げ

令和8年度税制改正による所得税のひとり親控除額引き上げに伴い、年金制度においても、前年所得の算定に当たり考慮しているひとり親控除額を35万円から38万円に引き上げることを予定しています(政令改正事項)。

対応事項

- ・ベンダー構成員からの意見を中心に、本制度改正に対する標準仕様書の修正要否を討議し、必要に応じて適切な措置を講じる。

(参考)国民年金法施行令等の一部を改正する政令案の概要(案)

1. 改正の趣旨

- 所得税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第12号)及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)において、ひとり親控除が引き上げられた。
- 20歳前障害基礎年金等の支給停止や国民年金保険料の免除を行う際の受給権者や被保険者等の所得について、基礎となる金額から地方税法に規定する一部の各種控除額を受けた者は、所得税法に規定する控除額に相当する額を控除して計算していることから、年金制度等においても、所得税法等の改正に準じた見直しを行うもの。

2. 改正の概要

- 以下の制度における受給権者や被保険者等の前年所得の算定に当たり考慮する各種控除額のうちひとり親控除額について、所得税法等の一部を改正する法律によるひとり親控除額と同額の引き上げを行う。(35万円 → **38万円**)
 - ① 国民年金保険料の免除等制度(国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)の一部改正)
 - ② 20歳前障害基礎年金の支給停止(国民年金法施行令の一部改正)
 - ③ 老齢福祉年金の支給停止(国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和61年政令第54号)の一部改正)
 - ④ 特別障害給付金の支給の制限(特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令(平成17年政令第56号)の一部改正)
 - ⑤ 障害・遺族年金生活者支援給付金の支給の制限(年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令(平成30年政令第364号)の一部改正)

3. 施行期日等

公布日:令和9年の夏～秋を想定

施行期日:令和10(2028)年4月1日(※)

※所得税のひとり親控除額の引き上げは令和9年分所得からとされていることから、前年所得を審査に用いることとなる令和10年4月1日からの施行を予定

2.標準仕様書改定に向けた討議

8.国民年金保険料の免除等制度等におけるひとり親控除額の引き上げ

制度改正に対する影響が考えられる機能の一覧について以下記載します。

関連機能一覧

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	適合基準日
00共通	0.4被保険者・受給者情報管理	-		0260043	老齢福祉年金に係る参考情報として判定する、障害・扶養関係の控除額の登録・修正・削除・照会ができること。なお、障害・扶養関係の控除額は年度ごとに管理できること	標準オプション機能	計算式や係数はユーザ管理しない ※制度改正に伴い、令和10年4月1日以降のひとり親控除額は35万円から38万円に変更	-
00共通	0.4被保険者・受給者情報管理	-		0260045	特別障害給付金に係る参考情報として判定する、障害・扶養関係の控除額の登録・修正・削除・照会ができること。なお、障害・扶養関係の控除額は年度ごとに管理できること	標準オプション機能	計算式や係数はユーザ管理しない ※制度改正に伴い、令和10年4月1日以降のひとり親控除額は35万円から38万円に変更	-
00共通	0.8システム管理	-		0260082	年金生活者支援給付金に係る参考情報として判定する、障害・遺族の扶養関係の控除額の登録・修正・削除・照会ができること ※障害者控除額、特別障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額の単価を管理できること	標準オプション機能	・所得情報提供(年金生活者支援給付金)の所得計算時に利用 計算式や係数はユーザ管理しない ※制度改正に伴い、令和10年4月1日以降のひとり親控除額は35万円から38万円に変更	-
02免除	2.1免除・納付猶予申請書受理・審査	-		0260208	免除等の判定にかかる情報として、各控除額の登録・修正・削除・照会ができること。控除額は年度ごとに管理できること。 ※障害者控除額、特別障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額の単価を管理できること	実装必須機能	計算式や係数はユーザ管理しない ※制度改正に伴い、令和10年4月1日以降のひとり親控除額は35万円から38万円に変更	令和8年4月1日 令和10年4月1日

※改正内容②20歳前障害基礎年金の支給停止に関し、該当する機能が標準仕様中存在しないことによる影響およびその必要性について確認

2.標準仕様書改定に向けた討議

2.「被保険者・受給者情報管理」機能の拡充(年金相談)

機能要件に関する改定案について以下記載します。

改定イメージ							
大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由
00共通	0.4被保険者・受給者情報管理	-		0260030	住民からの相談内容について、登録・修正・削除・照会ができること ※被保険者・受給者以外の住民の相談内容も対象とする	標準オプション機能	メモ機能での代替も可能であることから、相談内容の履歴管理をオプションとして用意する程度とする。
00共通	0.4被保険者・受給者情報管理	-		0260031	被保険者の各種メモ情報(備考・特記事項等)の登録・修正・削除・照会ができること	実装必須機能	
00共通	0.4被保険者・受給者情報管理	-		026XXXX	障害基礎年金の相談内容に関する情報を登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 請求者の個人番号または基礎年金番号、配偶者の有無、請求者氏名、請求者氏名(フリガナ)、請求者生年月日、請求者住所、請求者電話番号、傷病名、発症日、発症原因、初診日、初診時の加入制度、納付要件、障害認定日、請求事由、初診の医療機関、医療機関1、医療機関2、医療機関3、医療機関4、現在の医療機関、手帳等の等級、子の加算の対象者、他年金の受給状況、配偶者加給年金の対象者か否か、労災補償給付の受給状況、交付した書類、特記事項、相談回数、相談年月日、相談者、窓口対応者、確認者、訪問者氏名、訪問者氏名(フリガナ)、訪問者生年月日、訪問者住所、訪問者電話番号、本人との関係、本人確認、初診日確認資料、交付した資料、必要な資料、相談内容	標準オプション機能	厚生労働省ホームページで公開している「市町村国民年金事務サポートツール」における業務支援ツール中の「窓口相談対応票(本人情報)」及び「窓口相談対応票(相談記録)」の内容に記載された項目を元に管理項目を定める。

※障害年金の相談内容に関する集計機能については定めない想定です。

2.標準仕様書改定に向けた討議

3. 標準化後の「16歳以上19歳未満の扶養親族数」の確認方法

機能要件に関する改定案について以下記載します。

論点

- 機能ID:0260026の「要件の考え方・理由」の修正内容確認

主なご意見(ご要望)

■要望:

- 国民年金システムではなく、税務システムについての意見。当市の税システムでは「16歳以上19歳未満の扶養親族数」の数値をカスタムで保持していたが、標準化により保持しなくなる予定。国民年金の免除試算に大きな影響があることから、標準化後の税務システムに実装が必要

■理由:

- 現行の仕様書では「16歳以上19歳未満の扶養親族数」は他システムから連携するのではなく、本人に申し立ていただく等の運用を原則としており、他システムから連携し値を取得する方法が考慮されていないため

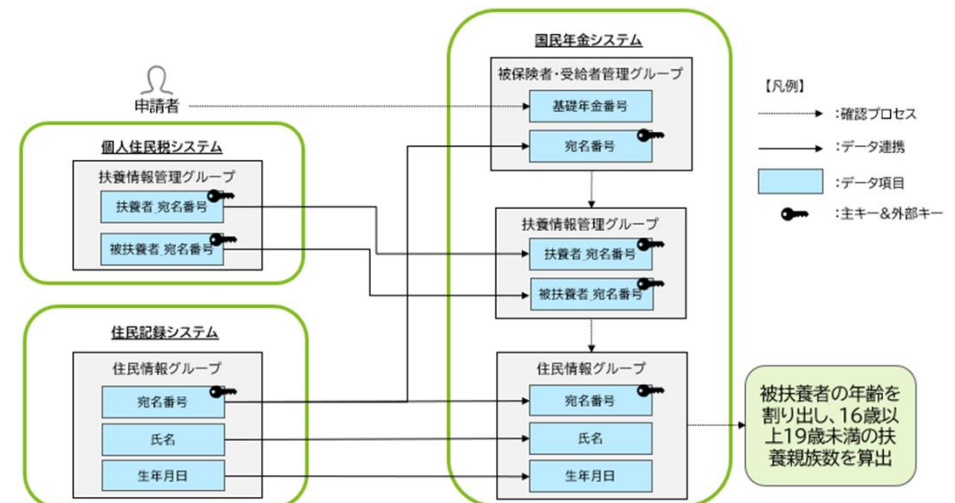
■該当する機能ID:

- 0260026

対応事項

- 機能別連携仕様のデータ項目「被扶養者 宛名番号」をもとに16歳以上19歳未満の扶養親族数を算出可能であることが確認できたため、令和8年度の標準仕様書改定に併せて、他システム連携する際の考え方を機能要件の「要件の考え方・理由」に反映する

(参考)データ項目「被扶養者 宛名番号」を用いた確認方法



2.標準仕様書改定に向けた討議

3. 標準化後の「16歳以上19歳未満の扶養親族数」の確認方法

機能要件に関する改定案について以下記載します。

既存の機能

機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由
0260026	16歳以上19歳未満の扶養親族数を登録・修正・削除・照会できること	標準オプション機能	税制で管理する情報ではなく年金の運用上必要な情報である。 <u>このため他システムから連携するのではなく市区町村の保有する書類等または本人の申立書により確認した人数を登録することとする。</u> 学生納付特例申請においては、被保険者分の扶養親族数を管理できるようにする。 免除・納付猶予申請においては、被保険者分・配偶者分・世帯主分それぞれの扶養親族数を管理できるようにする。

改定案(事務局案)

機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由
0260026	16歳以上19歳未満の扶養親族数を登録・修正・削除・照会できること	標準オプション機能	税制で管理する情報ではなく年金の運用上必要な情報である。 市区町村の保有する書類等または本人の申立書により確認した人数を登録する。 個人住民税システム及び住民記録システムとの連携により人数を登録する場合は、「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」の「基本データリスト(国民年金システム)」中の「被扶養者 宛名番号」をもとに住民情報グループのデータ項目「氏名」及び「生年月日」を用いて被扶養者の年齢を割り出し、16歳以上19歳未満の扶養親族数を算出する。 学生納付特例申請においては、被保険者分の扶養親族数を管理できるようにする。 免除・納付猶予申請においては、被保険者分・配偶者分・世帯主分それぞれの扶養親族数を管理できるようにする。

EOF